

## 再評価個表

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	愛媛県
施設・工区名等	(急)仁江地区 <small>にえ</small>	事業箇所	<small>いまばりしよしうみちょうにえ</small> 今治市吉海町仁江
事業主旨	<p>(急)仁江地区では、荒廃した急傾斜地において、将来的な豪雨により斜面崩壊が発生し、崩壊土砂の流出から保全対象施設を守るため、急傾斜地崩壊対策工（待受擁壁工 L=669m、落石防護柵工 L=669m）を整備する計画である。</p> <p>これにより人家 34 戸、国道 30m及び市道 170mに対する土砂災害を防止することができる。</p>		
再評価の実施理由	「事業採択後 5 年が経過して継続中」の補助事業		

### 1. 地域の概要

(急)仁江地区は、今治市吉海町仁江に位置しており、集落の背後斜面は一部が墓地として利用されているが、大部分は山林である。対象地周辺の地質はマサ起源の砂質土が斜面に表土および崖錐土砂として堆積している。被害想定区域内には保全対象として人家や市道があり、土砂災害が発生した場合には甚大な被害を生じるものと想定される。

## 2. 事業概要及び事業経緯

事業採択	平成 23 年度（平成 31 年度より補助事業へ移行）	完成予定（注）	令和 1 0 年度（見込み）
用地着手	令和元年度	工事着手	令和元年度
全体事業費	4 0 0 百万円（うち用地費：0. 3 百万円）		
(1) 事業概要	擁壁工、防護柵工、排水工 延長 6 6 9 m		
(2) 事業経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊対策事業採択：平成 23 年 8 月</li> <li>・工法確認：平成 25 年 8 月</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域指定：平成 26 年 4 月（愛媛県告示第 472 号）</li> <li>・補助事業への移行：平成 31 年 4 月～</li> </ul>		

（注）完成予定は、今後の予算の見通しや用地買収の進捗等の不確定要素があるため、現時点での見込みを示す

## 3. 事業の必要性及び整備効果等

(1) 事業の必要性	<p>（急）仁江地区では、被害想定区域内に人家、国道及び市道があり、これら保全施設の土砂流出による被害軽減を図る必要がある。</p>
(2) 事業の整備効果	<p>急傾斜崩壊対策施設を整備することで、年超過確率 1/50 の崩壊土砂に対して、国道 30 m、市道 170m 及び人家 34 戸が保全できる。</p>
(3) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	<p>【世帯数と人数】</p> <p>（急）仁江地区は、今治市大島支所から北東方向に約 1.5km の位置で大島の中央部に相当する。地区の北東側には標高 148m の独立峰があり、その西～南側斜面すそ部に密集する人家集落である。</p> <p>当地区がある今治市（吉海町）では、人口が減少傾向にあるため、人家背後の斜面では手入れが満足にできず、荒廃が進んでいくと考えられる。</p> <p>【地域の協力体制】</p> <p>地元関係者からの要望により事業化された経緯もあり、調整も完了している。また、急傾斜地崩壊危険区域の指定は完了しているとともに、未取得の用地についても令和 6 年度には完了予定であり、工事も順次継続して進んでいる。</p>

